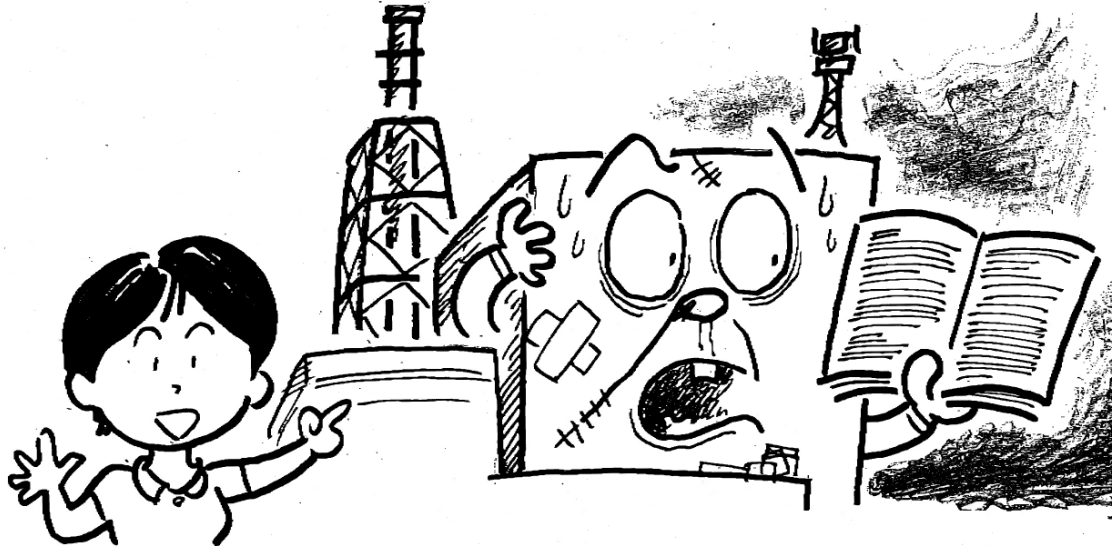


東海第二原発の再稼働を認める審査書案にノーを

パブリック・コメントを出そう！

原子力規制を監視する市民の会 [2017. 7. 16 版]



締切り 8 月 3 日（金）まで

原子力規制委員会は東海第二原発の新規制基準適合性審査において、日本原電の原子炉設置許可変更申請を認める審査書案を提示しました。8月3日を期限にした意見募集（パブリック・コメント）が実施されています。東海第二原発の再稼働を認めないぞ！審査書案を認めないぞ！との声を集中しましょう。イラスト：高木章次

パブリック・コメントは、原子力規制委員会や電子政府のサイトから直接出すことができます。

<http://urx.cloud/L0f0> 審査書案（審査の概要付）<http://qq2q.biz/L3qd>

FAX や郵送で出すこともできます。〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル
原子力規制庁 原子力規制部 審査グループ 実用炉審査部門宛て FAX：03-5114-2178

東海第二原発審査書案へのパブコメのタネ

□全般的な意見

- ・ 福島第一原発事故は収束しておらず、検証も終わっていない。福島第一原発と同型で老朽炉である東海第二原発を動かすべきではない。
- ・ 多くの茨城県民が反対しており、周辺の自治体で反対決議もあがっている。96万人を避難させることはできない。
- ・ 再稼働の同意は困難であり、多額のお金を無駄に工事につぎ込む前に廃炉を決めるべき。お金は福島第一原発事故の賠償にあてて欲しい。

□地盤の液状化と防潮壁（審査書案 P34）

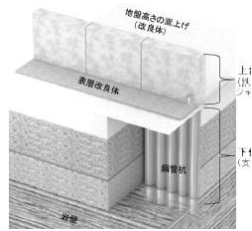
原電は当初、原発敷地内で液状化が発生する可能性はない前提で「盛土防潮堤」を採用するとしていました。審査の過程で規制庁から液状化の可能性について指摘を受け、原電は否定していましたが、最終的に液状化の可能性を認め、地盤改良を行い、支持杭形式の「鉄筋コンクリート防潮壁」を設置する方針としました。

地盤改良と防潮壁の設計変更により、閉じ込められた地下水位が地表近くまで上がるため、廃炉

となった東海発電所の廃棄物を埋めておく低レベル放射性廃棄物埋設事業所については、当初は防潮堤の中に含むルートであったものを、埋設事業所周辺を避けるルートに変更されました。

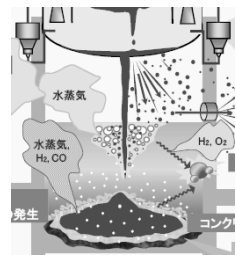
<意見/理由のタネ>

- ・ 液状化が懸念される地盤に原発を立地すべきではない。防潮壁が崩れない保証はない。
- ・ 防潮壁の設計変更により、敷地内に地下水が溜まり、水位を上昇させてしまうことになる。原子炉建屋についても排水ポンプが停止し、地下水位が地表近くまで上昇し、建屋内に流入するリスクが高まる。福島第一原発事故では、これが大量の汚染水発生の原因となった。集中豪雨の際、敷地内が水浸しになるおそれもある。このような場所に立地すべきではない。
- ・ 低レベル放射性廃棄物埋設事業所の津波対策はまだ明らかでない。放射性廃棄物が流されるようなことはあってはならない。
- ・ 他にも東海再処理工場やそこに設置された高レベル廃液タンクなど周辺には危険物がある。少なくともそれらの津波対策が明らかでないうちに再稼働すべきではない。



□溶融燃料の水蒸気爆発 (審査書案 P240~)

東海第二原発では、炉心溶融事故が発生し、原子炉圧力容器から溶融燃料が流出した場合、あらかじめ水深1メートルで水張りしたペDESTAL部に落とし、水冷することになっています。そこで溶融燃料と水が接触し、水蒸気爆発が生じるおそれがあります。審査書案では、「実験的研究と分析から発生確率は極めて低いと判断されている」としたうえで、「申請者が水蒸気爆発の発生可能性は極めて低いとしていることは妥当」と判断しています。しかし実機の条件を網羅した実験は行われていません。

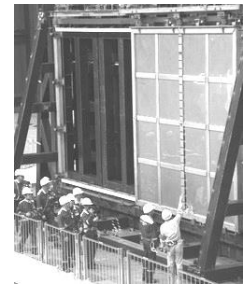


□ブローアウトパネルで放射能放出 (P416 他)

ブローアウトパネルは、原子炉建屋に設置され

た開閉扉のことで、配管破損事故時に流出する水蒸気や炉心溶融事故で発生した水素が建屋に溜まり、建物損壊や水素爆発を起こすことがないように開く設計になっています。

福島第一原発事故では、3号機が水素爆発した際に、2号機の建屋に穴が開き、そこから水素が放出され、水素爆発を逃れました。しかし、2号機の建屋の穴からは、水素とともに大量の放射能が放出され、飯館村などの汚染をもたらしたとされています。これを開放した際には、放射能の拡散を防ぐために、放水砲で外から水をかけて放射能の拡散を抑制することになっています。



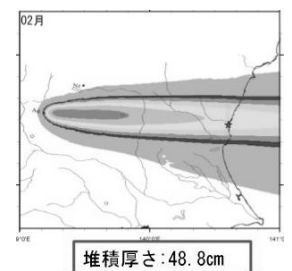
ブローアウトパネルは、原子炉制御室の作業員を被ばくから守るために、閉止の必要があるときは容易かつ確実に閉止操作ができることが基準規則により要求されています。原電は、地震時にも閉止操作ができることを確認するために、振動台を用いた試験を実施しました。しかし、扉を閉めるためのチェーンが破損し、完全には閉止しませんでした。

<意見/理由のタネ>

- ・ ブローアウトパネルは、水素だけでなく大量の放射能を意図的に放出させる装置である。放水砲では放射能の拡散を止めることはできない。水素だけを放出するような別の対策を講ずるべき。
- ・ 閉止操作を確認する実験は失敗したのだから、再稼働を許可すべきではない。

□火山灰で原子炉の屋根が崩れる? (P74~77)

東海第二原発に最も大量の火山灰をもたらすのは赤城山の噴火(大規模噴火レベル)によるものです。降灰分布の事例から約23センチ、シミュレーション結果から約49センチとなり、原電は原発敷地における火山灰の設計層厚を50センチとし、規制委はこれを確認し



ました。火山灰の設計層厚は、関電の原発は 10 センチ、川内原発でも 15 センチです。

原電はこの層厚を前提に、荷重やフィルターなどの閉鎖、摩耗や腐食などについて影響評価を行うとしています。

工事計画認可の審査の過程で、原子炉建屋の屋根に積もる火山灰の荷重が、最大で許容値の 97% に迫る箇所があることが明らかになっています。

<意見/理由のタネ>

- ・ 火山灰の影響評価について、シミュレーション約 49 センチに対し、設計層厚 50 センチでは保守性が見込まれていない。さらに大きい値にすべきである。
- ・ 50 センチも火山灰が降る状況では救援も避難もできない。このような場所に立地すべきではない。
- ・ 火山灰が設計層厚の 50 センチを超えると原子炉建屋の屋根が崩れる危険性が生じるのは問題がある。除灰もできず対応しようがない。強度不足ではないか。設計をやり直すべき。

□老朽化が進んでいる

東海第二原発は、2018 年 11 月 28 日に運転開始 40 年の寿命を迎えます。再稼働のためには今回パブコメの対象となっている、原子炉設置変更許可に加えて、11 月 28 日までに運転期間延長認可とその前提条件となる工事計画認可を取得しなければなりません。運転期間延長の審査は始まっていて、原子炉の特別点検や劣化評価などが行われていますが、既にさまざまな問題点が浮かび上がっています。このような状況で、再稼働の手続きを進めるわけにはいきません。

※ 運転延長認可審査は今回パブコメの対象ではありませんが老朽化についてもぜひ意見を出しましょう。

◆炉内構造物(シュラウド)のひび割れが進む

炉心シュラウドは原子炉内にあるステンレス製の筒状の構造物ですが、中性子をある値(しきい照射量)以上浴びるとひび割れが進みやすくなります。

原電によると、東海第二原発の炉心シュラウドにしきい照射量を超える箇所がありました。そこで、初期欠陥を想定してひび割れの評価を行いま

した。すると最短で 5.2 か月でひび割れが基準値を超えるとの結論でした。

シュラウドの点検周期は 10 年ですが、原電は中性子照射量が多い部分は約 4.6 年間隔で目視点検を実施するから問題はないとしています。目視点検というのはビデオカメラによる映像の確認ですが、ひび割れを見落とすこともあり、またカメラが入れない箇所もあります。このような状況で再稼働は認められません。

◆原子炉圧力容器の脆性破壊のおそれ

原子炉圧力容器は中性子を浴びると粘りを失い、脆くなっていきます。脆化した材料が冷水を浴びるなどして温度が下がると、一気に破壊されてしまう恐ろしい現象が脆性破壊です。

原電は、中性子脆化の状況を把握するために、材料の試験片を入れ、ときどき取り出して試験を行っています。また、脆化の予測式を立て、脆性破壊を起こす温度が、運転時の温度より低いことを確認しています。

しかし、原電が運転開始時に入れた 5 つの試験片はあとひとつしか残っていません。40 年で終えるつもりでいたことを表しています。予測式は最大で 27℃で、最低使用温度である 53℃に迫っていますし、そもそも予測式があてになる保証はありません。

□非難燃ケーブル使うの？(審査書案 P99)

古い東海第二原発は、「非難燃ケーブル」が多く使われていました。火災防護基準はこれを「難燃ケーブル」に置き換えることを要求しています。ところが原電は、難燃ケーブルでなければならない場所についても、非難燃ケーブルに「防火シート」を巻いたものを使うとしています。

防火シートで巻く対策では、防火シートを通してケーブルが加熱され、被覆材が熱分解を始め、条件次第では、火災がケーブルに伝わって拡がり、消火が極めて困難となるといった状況が懸念されます。また、防火シートによって延焼は防げたとしても、被覆がダメになり、ケーブルの機能が失われ、プラントの状態がわからなくなったり、機器の遠隔制御が不能になったりする可能性があります。火災防護基準に厳格に従うべきです。

□緊急時対策所が免震構造でない (P465～)

事故時の指揮所について、福島第一原発事故では免震重要棟が用いられました。国会に呼ばれた当時の東電清水社長は、福島第一原発に免震重要棟がなかったと考えると「ぞっとする」と答弁しています。しかし原電は、東海第二原発の事故時の指揮所となる緊急時対策所について、免震構造ではなく、耐震構造にする方針です。

基準規則 61 条は「基準地震動に対し、免震機能等により、緊急時対策所の機能を喪失しないようにする」ことを要求しています。緊急時対策所の機能は、「重大事故等に対処するために必要な指示」を行うことです。免震機能は必須です。

□高濃度汚染水対策がない (審査書案 P413～)

福島第一原発事故における高濃度汚染水は、原子炉の冷却水が溶融燃料に触れ、格納容器下部の破損口から流出して生じました。一部が環境中に漏れ出ました。また、建屋に入り込んだ地下水が混ざることにより、大量の汚染水が生じています。

基準規則 55 条は、格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」としていますが、原電の対策は、格納容器上部が破損し、気体の放射能が放出した場合、それを放水砲で叩き落とすというだけで、高濃度汚染水という形態での放射性物質の放出についての抑制対策はありません。

□日本原電に経理的基礎はない

原子炉設置変更許可の審査には「経理的基礎」が含まれます。原電は、保有する 4 つの原発が動いておらず、東電、関電などからの「電気料金の基本料金（電力量ゼロの場合の料金）」でかろうじて破たんを免れています。多額の借金を負っている原電は、東海第二原発を再稼働させるための 1,740 億円（これでは済まないかもしれません）の安全対策費を銀行から借りることができませ

んでした。銀行の代わりに東電と東北電が経済的支援の「意向」を表明する文書を提出しました。

それも当初は債務保証でしたが、後に電気料金の前払いが加わりました。銀行が債務保証付きでも全額の融資はできないと断ったので、東電が銀行の代わりに資金を差し出すということです。

規制委は、「借入金による調達の見込みがあることを確認した」（申請書の基準への適合について（案））としています。しかしこの支援には、この原発で利益を上げるなどの前提条件がついています。また、巨額の公的資金が注入されている東電が他社の原発を支援することは許されません。被災者への賠償にまわすべきです。

<意見／理由のタネ>

- ・ 銀行が融資を断った段階で、原電に経理的基礎はないと判断すべき。
 - ・ 東電は、ADR の和解案を蹴ってまで、被災者への賠償を値切っているのが実情。東電が銀行に代わって資金を差し出すなどともない。原電との契約を打ち切り、無駄な基本料金を払うのもやめ、被災者の賠償にあてるべき。
 - ・ 原電は、負債が膨らまないうちに、きちんと破綻させるべき
- ※ 審査対象ですがパブコメの対象から外されています。対象にすべきと要求しながら意見を出しましょう。

□原子力防災計画の欠如

重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、審査でも検討の対象となっていないのは重大な欠陥です。

要援護者の避難、安定ヨウ素剤の配布、スクリーニング場所の確保、避難経路の特定など、実効性ある避難計画は立てられていません。96 万人を避難させる計画など立てようがありません。住民の被ばくが前提となっています。

※ 審査からも外されていますが意見を出しましょう。

原子力規制を監視する市民の会 <http://kiseikanshi.main.jp/>

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-12-302 TEL/03-5225-7213/FAX/03-5225-7214

カンパ歓迎！★金融機関名：ゆうちょ銀行 口座名称：原子力規制を監視する市民の会

※ゆうちょ銀行以外から：〇一九（ゼロイチキュウ）店（019）当座 0449670

※ゆうちょ銀行から：00140-5-449670・加入者払込・払出店：飯田橋駅東口